



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 40(3), 347-350
Issue Date	1990-02-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16693
Type	other
File Information	40(3)_p347-350.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○平成元年六月八日(木)午後二時より

「スイスにおける裁判官の選任・地位・責任について」

報告者 ヴァルター・J・ハープシャイド氏

(チューリッヒ大学教授)

出席者 三〇名

この法学会では、スイスのチューリッヒ大学のヴァルター

J・ハープシャイド教授をお迎えして、スイスにおける裁判官制度について、お話をいただいた。お話は、大きく三つに分かれる。まず第一は、スイスの裁判官制度の大きな特色をなす、裁判官選挙制度である。スイスの裁判官は徹底して選挙によって選ばれることが説明され、これにより、政治色・出身・言語・カントンなど種々の要素のバランスが保たれていることが示された。第二は、裁判官の監督についてである。これは、当該裁判官の選挙母体を始めとする監督官庁が裁判官の行為をどこま

で監督するかである。裁判の中身にまで及び得ないことは当然として、裁判官の独立・身分保障との関係で、スイスでも見解は一致していない。第三は、裁判官の職務義務違反にかかわる民事責任の問題である。この場合、裁判官も当事者に対して損害賠償義務を負うことになるが、その要件、連邦またはカントンとの連帯責任のあり方、などいろいろな立場があるのとのことであった。

報告後の質疑では、裁判官選挙制度の現実のあり方、裁判官の監督の限界(具体的な訴訟指揮まで及びうるか)、裁判官の責任については法律問題と事実問題との差・上訴との関係、などが議論された。(文責 佐藤鉄男)

○平成元年六月三日(金)午後一時半より

「社会的なリスクの評価と制御」

報告者 畠山武道氏

(北海道大学教授)

出席者 三三名

社会的リスクとは、「ある技術の採用とそれに伴う人間の活動によって、人間の生命・安全・健康・生存環境に好ましくない結果の生じる可能性」をいう。従来の環境汚染との違いは、少

量であっても、その影響が複合的、広域的、長期的であって、因果関係の特定が難しく、かつ、その測定に不確実性が伴うということがある。また、従来の観念では、リスクを限りなくゼロに近づけるのが理想とされたが、たとえば、癌の60〜90%は環境的要因から生じるといわれ、それをゼロにするのは不可能であるのみならず、その削減には莫大な費用がかかる。そこでは、規制の際のコストという問題を考慮せざるをえないのである。

そこで、このような不確実さ・コストをとまなう社会的リスクを統制・制御するための手法・制度として、どのようなものがありうるか。今回は、費用・便益分析と定量的リスク評価(Quantitative Risk Assessment)を取りあげた。費用・便益分析は、社会工学や政策科学の影響をうけ、レーガン政権のもとで、制度化され、実際に運用された政策評価方法のひとつであるが、消費者主権の想定が非現実的である、費用・便益の正確な評価が不可能である、適正割引率の選択が困難である、などの本来の欠点にくわえ、実際の運用のなかで、さらに情報不足、アナリストの能力不足、コンピュータ・モデルの不十分さ、費用・便益評価における定量化の限界とバイアスなどの難点が指摘されている。また、定量的リスク評価は、実験テストまたは

疫学的研究からのデータを用いて、特定の発癌性物質への人の曝露から発生しうる癌または死亡のケースを予測し、その費用と便益を明らかにすることによって、いかなる安全値が社会的に安全かを探究しようとする試みであるが、分析の基礎となる疫学的分析への信頼度が低いという欠点を内包している。

今後、これらの手法を実際の行政決定システムに組み入れる際の方法、手続、組織、司法審査のありかたなどを、行政法学に固有の問題として究明する必要がある。今回の報告は、その準備ノートというべきものである。

○平成元年六月二六日(月)午後二時より

「日本の法曹とアメリカの法律家」

報告者　マイクル・K・ヤング氏

(コロンビア大学ロー・スクール教授)

出席者　二三名

アメリカでは約六〇万人、人口四五〇人に一人の割合で法律家があり、人は社会におけるさまざまな現象を法廷に持ち込み、法的解決を求めることから、しばしば「訴訟社会」とまでいわれている。日本は、それと対照的な「訴訟嫌いの社会」といわれ、法曹、資格を持った法律家の数の少なさをその原因のひとつ

つとして指摘する論者も多い。

報告者は、一九八七年の産業構造転換円滑化臨時措置法を例に、産業政策において法律が他の先進国と比較しても積極的に活用されていることから、日本社会は「法律的」に運営され、法律に依存する程度が高いと主張し、誤解の要因のひとつに、アメリカの「法律家」と日本の「法曹」との違いがあり、日本にはかなりの数の「法律家」がいると主張する。

日本の法曹の出発点は、明治期に導入された法廷において弁論権を独占する法律家モデルにある。今日でも法曹の職域は、法廷における弁論を中心とした司法手続に関わるものと考えられている。第二次世界大戦後の法曹改革は、裁判官、検察官と実務に従事する弁護士との教育における法曹一元化を実現したが、法廷における弁論活動以外の職域に職務独占を拡張するという方向を取らなかつた。アメリカの法律家の中で、法廷に立つのは二割程度で、企業内の法務を担当し、あるいは、経営にかかわるのも、法律家の職域の一部である。大半の法律家は法廷と無関係な仕事をする。

日本の法曹は、法学教育、法律知識を独占していない。アメリカでは、年に三二、〇〇〇人が大学院レヴェルに該当するロー・スクールを卒業し、ほとんどの者が法律家になる。法律

家以外が法学教育を受ける機会はほとんどないといってよい。

日本では、年に三八、〇〇〇人が法学部、法学科、法職課程などに在籍し、大学レヴェルの法律教育を受けている。その中で、司法試験に合格し、司法研修所を経て、法曹となるのは年五〇〇人程度であり、大部分の者は官庁、企業などに就職する。これらの官庁、企業にはそれぞれ法務を担当する部局があり、法曹ではなく、法学士がその主体を構成している。司法研修所における教育は裁判技術であり、そこでの法学教育をロー・スクールと比較することは適切ではない。アメリカの法律家の守備範囲は日本の法曹のそれより広く、職務内容の機能的な比較をするならば、裁判官、検察官、弁護士その他、司法書士、税理士、行政書士など、あるいは、一部の公務員、企業の法務部門担当者をも視野にいれる必要がある。日本の法律家人口を他の国と比較する場合、たとえば法学士を基準にした結果、法律家人口が絶対数においても、人口比においても、先進諸国を上回り得るが、それは、冒頭で述べたような、日本が「法律的」に運営されている社会であることの傍証になると思われる。

もつとも、アメリカの法律家には、業務内容の機能的分析で対応し得る日本の「法律家」、たとえば、企業の法務部門を担当している法学士と質的に異なると思われる、考え方の違いがあ

る。第一が、裁判所における議論のあり方と法学教育の方法に

とになる。

由來する理論体系の相違であり、法律問題の解決に対するアプローチの違ひとなつて現われる。第二が、専門職意識、専門家意識の差異である。ヨーロッパ中世以來、法律家は、聖職者、医者と並ぶ、伝統的専門職業としての自負がある。これに対応し得る専門家意識は、日本では法曹にしか見られない。第三が、アメリカにおける法律家全体に共通する法律家としての意識の強さである。法律職が普く浸透していることも事実であるが、官僚も企業経営者も、まず法律家であると自己を規定する。所属する組織への帰属意識が乏しく、法律家としての論理を優先させる発想が生じる余地があるかもしれない。もつとも、顕著なのは、社会現象、あるいは、世界を判例とその分析手法を通じて、把握するという傾向の方であるかもしれない。日本の場合、所属する組織への帰属意識が優先し、法律職に従事していることがとくに意識されることはむしろ稀であると思われる。これらの点においては、日本の法曹の意識構造こそがアメリカの法律家のそれに相当程度近い。この点に留意するならば、アメリカの法律家と、職務内容の機能的分析で対応し得る日本の「法律家」とをそのまま対応させて、比較することには問題があり、日本の法曹とを対応させて、比較することに意味があるこ

質疑応答において、報告者はアメリカの法律家の考え方の特徴を敷衍し、法律家としての専門家意識、自己認識を強調した。機能的分析で「法律家」を把握することに対して、その教育程度、資格、職業上の訓練から、日本では法曹以外を「法律家」と考えることが実態にそぐわないのではないかという指摘と、人口に対して登録されている弁護士と司法書士の人数の合計が北海道の各地域においてはほぼ一定であるという資料に基づいて、弁護士の少ない地域では司法書士が実質的に弁護士が果たすはずの機能を代行していると考えても不自然ではないという指摘があった。

(文責 紙合雅子)

○平成元年七月二七日(木)午後一時半より

「法律関係のデータベースについて」

報告者 小野孝正氏

(元最高裁判所図書館整理課長)

出席者 三八名